



男性の育児休業



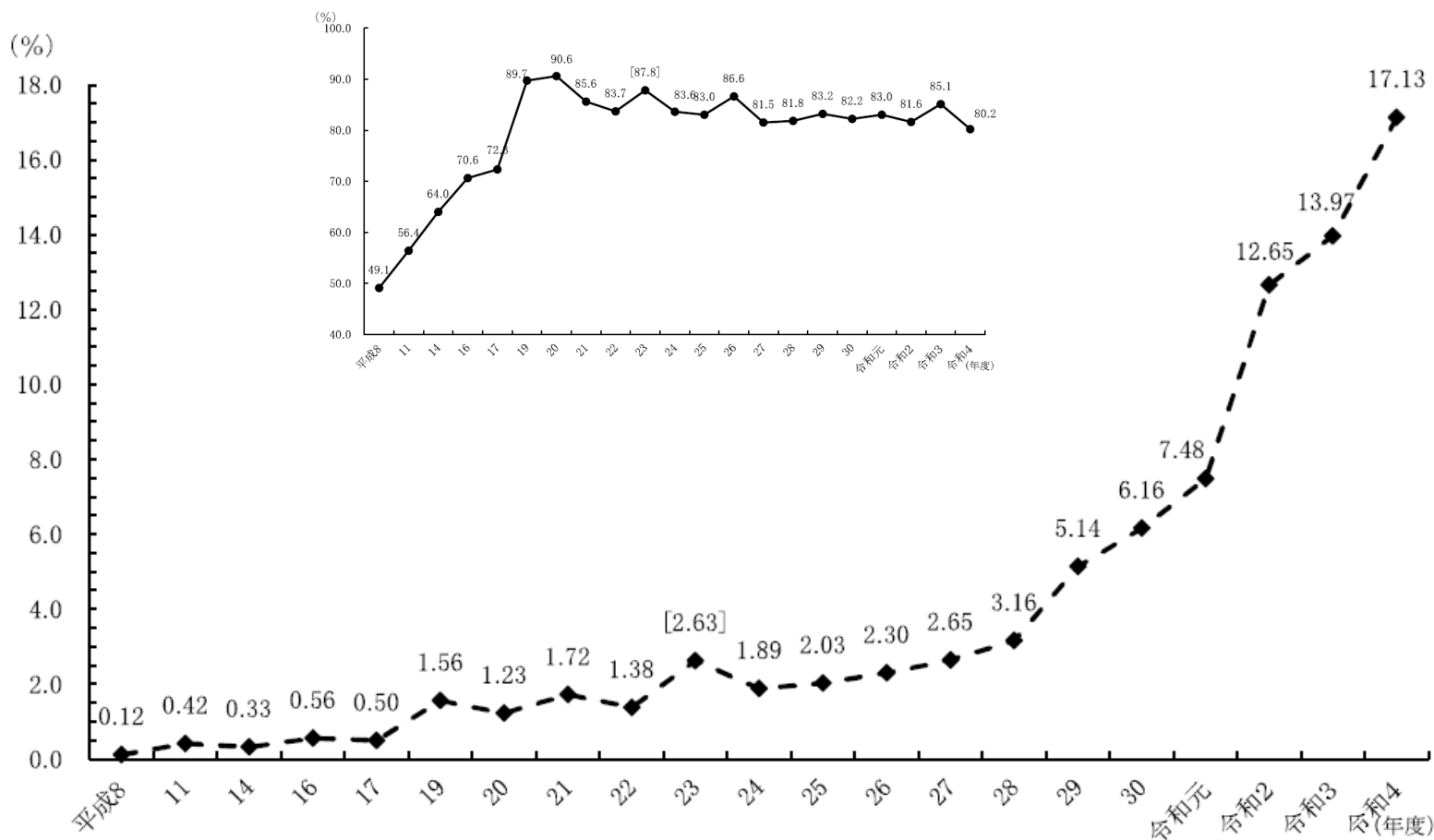
令和5年度
神奈川県石油業協同組合
働き方改革推進支援事業

男性の育児休業の現状



(男性)

(女性)



男性育児休業の取得率 政府目標



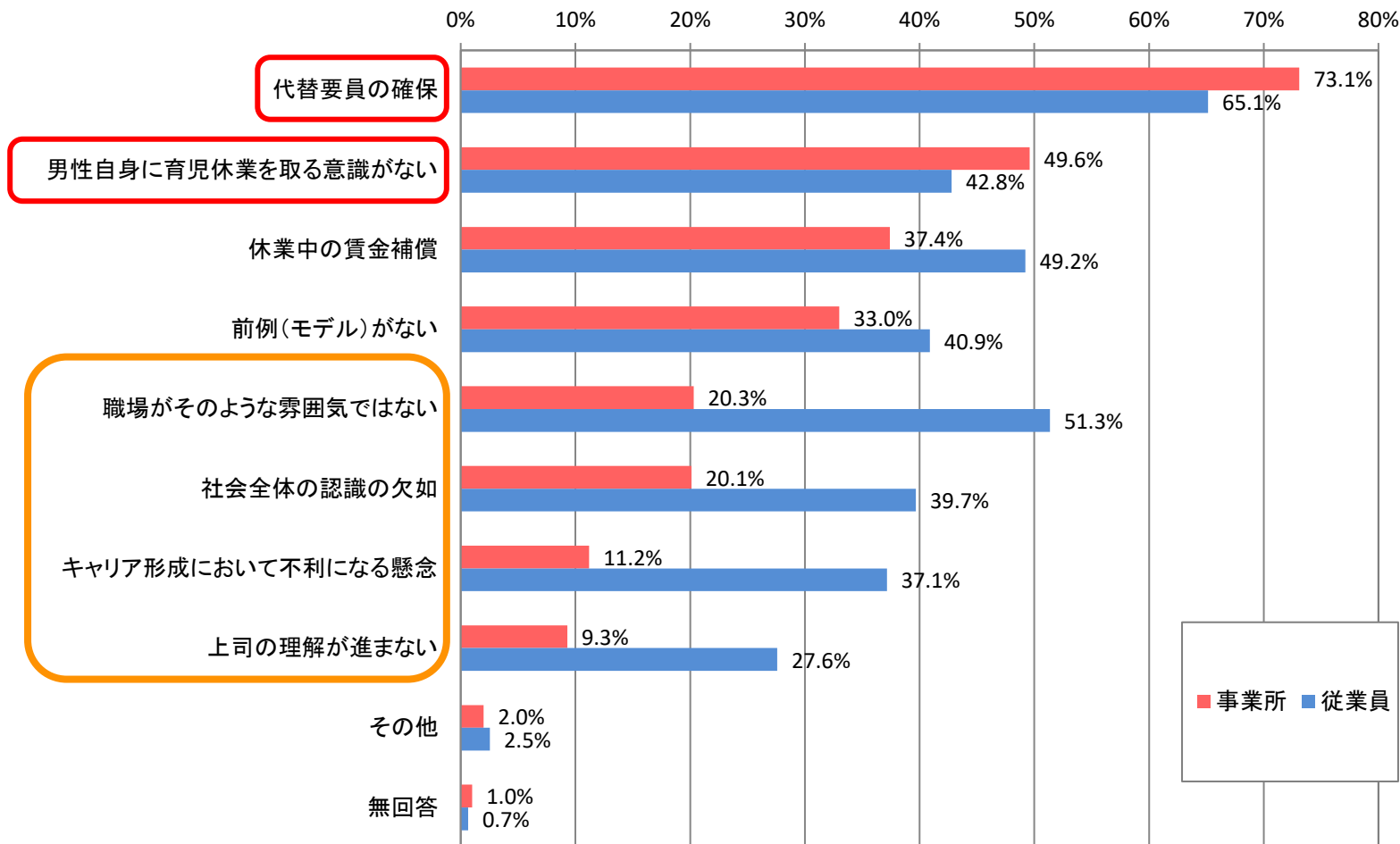
2025年

- 公務員 85% (1週間以上の取得率)
- 民間 50%

2030年

- 公務員 85% (2週間以上の取得率)
- 民間 85%

男性の育児休業の課題



育児休業制度の概要①



育児休業は育児・介護休業法で取得が認められている

原則、『1歳になるまでの子ども』を育てる男女**労働者が取得できる**

原則、子どもが1歳になるまで、子ども1人につき1回。ただし、次のような場合は、1歳を超えて育児休業を取得可能。

子どもが1歳以降、保育所等に入れられないなど一定の要件を満たす場合	1歳6か月になるまで
子どもが1歳6か月以降、保育所等に入れられないなど一定の要件を満たす場合	2歳になるまで



ポイント

妻が専業主婦や育休中でも、夫は育児休業を取得可能



ポイント

派遣社員や契約社員などの有期契約労働者も取得可能

育児休業取得の申出の時点で次の①②を満たす労働者が取得可能

①同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること

②子が1歳6か月に達する日までに、労働契約（更新される場合には、更新後の契約）の期間が満了することが明らかでないこと

育児休業制度の概要②



○両親で協力して育児休業を取得するための特例



「パパ休暇」

出生後8週間以内に、育児休業を開始し、かつ終了した場合、再度の取得が可能！



「パパ・ママ育休プラス」

両親がともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間、育児休業が取得可能！（取得期間は産後休業期間を含め1年間）

取得例



産後パパ育休制度①

2022年10月1日施行



新制度（産後パパ育休） （育休とは別に取得可能）（2022.10.1～）



育休制度 （2022.10.1～）

育休制度 （現行）

① 対象期間、取得可能期間

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能

原則、子が1歳
（最長2歳）に
なるまで

原則、子が1歳
（最長2歳）に
なるまで

② 申出期限

原則、休業の2週間前まで

※ただし、職場環境の整備などについて、今回の制度見直しにより求められる義務を上回る取組の実施を労使協定で定めている場合は、1か月前までとしてよい。

原則、1か月前まで

原則、1か月前まで

③ 分割取得

分割して2回取得可能
（はじめにまとめて申し出が必要）

分割して2回取得
可能（取得の際に
それぞれ申出）

原則、分割不可

※パパ休暇（子の出生後8週間以内に父親が育休取得した場合には再度取得可）あり。

産後パパ育休制度②



新制度（産後パパ育休） （育休とは別に取得可能）

④ 休業中の就業

労働者の意に反したものとならないよう、労使協定を締結している場合に限り、労働者と事業主の合意した範囲内で、**事前に調整した上で休業中に就業することを可能**とする。

【具体的な流れ】

1. 労働者が就業しても良い場合は事業主にその条件を申出
2. 事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で候補日・時間を提示※
3. 労働者が同意
4. 事業主が通知

- ※ 就業可能日等には以下の上限が設定される
- 休業期間中の労働日・所定労働時間の半分
 - 休業開始・終了日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

育休制度
（2022.10.1～）

原則就業不可

育休制度
（現行）

原則就業不可

新制度の育児休業期間も、育児休業給付（給付率：67%（180日間まで））の対象となる

※休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となる。

産後パパ育休制度③



休業中の就労における就労可能日の上限

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

例) 所定労働時間が1日8時間、1週間の所定労働日が5日の労働者が、
休業2週間・休業期間中の所定労働日10日・休業期間中の所定労働時間80時間の場合
⇒ 就業日数上限5日、就業時間上限40時間、休業開始・終了予定日の就業は8時間未満

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	休	6時間
休				休		4時間		休

産後パパ育休も育児休業給付（出生時育児休業給付金）の対象です。休業中に就業日がある場合は、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に、給付の対象となります。

注：上記は28日間の休業を取得した場合の日数・時間。休業日数が28日より短い場合は、その日数に比例して短くなります。

育児休業給付については、最寄りのハローワークへお問い合わせください。